

児童福祉施設等

法第2条第2号、法別表第1（い）欄（2）項

【内 容】

「児童福祉施設等」の具体的な施設名については、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第19条第1項に明記されている児童福祉施設をはじめとし、助産所、身体障害者社会参加支援施設（一部を除く）、保護施設（医療保護施設を除く）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（一部の事業に限る）の用に供する施設と政令第115条の3第1号のっこ書で追加された幼保連携型認定こども園が挙げられているが、これらに類似した規模、形態又は機能を有する福祉系の用途の施設についても、当該施設の実態を踏まえて児童福祉施設等として取り扱うこととする。

【解 説】

衛生上及び健康上の配慮を必要とする者が長時間にわたり継続的に利用する施設であって、就寝を伴うもの、又は、就寝を伴わないもので災害が発生した場合の避難行動に支援が必要な者が利用する施設については、特殊建築物として政令に明記される施設と同等の機能（防火・避難規定等）を有する必要があると考えられる。また、福祉系の施設は新たな事業形態が生じることが多く、政令に掲げる用途だけに限定することは法の趣旨に鑑みて不合理であることから、実態に応じて児童福祉施設等に該当するか否かを判断することとした。

なお、藤沢市において政令に掲げる用途以外の施設で、児童福祉施設等に該当すると判断した例を参考に示す。

- ・児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設（放課後児童クラブ・学童保育）
- ・老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設

【取り扱い開始時期】

平成30年11月 1日